

次期千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 策定方針**1 改定時期・計画期間**

- (1) 改定時期 令和 10 年 3 月（策定作業期間 令和 8 年～9 年度）
- (2) 計画期間 令和 10 年度から 10 か年計画または 15 か年計画を想定

2 改定理由

- (1) ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月環境省）において、「目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である」とされている。
- (2) 次期計画においては、ごみ排出量等の現状分析を行うほか、人口推計の変更や社会環境の変化を反映するなど、計画フレームや数値目標について点検・評価を行う必要がある。
- (3) 計画の実効性を高めるため、計画フレームや数値目標を勘案しながら、具体的な施策である計画事業を見直す必要がある。

3 改定にあたっての基本的な考え方

- (1) 環境負荷の低減と経済性・効率性を両立し、廃棄物処理の安全性にも配慮した実効性の高い計画とするとともに、資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理を目指す計画とする。
- (2) 人口減少や少子高齢化等を契機とする様々な社会変容に対応する計画とする。
- (3) さらなるごみ減量を目指すため、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に重点を置きつつ、新たな再利用（リサイクル）施策についても検討し、焼却ごみの削減を目指していく。
- (4) 「千葉市第二次実施計画（令和 8～10 年度）」をはじめとする市計画等及び国の法制度等との整合性を図るとともに、循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくりを図るものとする。
- (5) 清掃工場、リサイクル施設、最終処分場、その他必要となる廃棄物処理施設の整備等については、「千葉市一般廃棄物処理施設基本計画」に基づき計画的に推進する。

4 現行計画の評価・見直し

現行計画全体の評価を行うとともに、24 事業の進捗状況を点検し、達成度及び次期計画における継続性の評価を行うなかで、実現性・実効性の乏しい事業及び実施時期の再検討を要する事業等について見直しを行う。

5 次期計画の基本理念、各種施策等

- (1) 本市のごみ処理行政の基本的な方針を明確にする長期的な計画であることから、計画期間を通して一貫性のある、基本理念等を掲げることとする。
- (2) 法改正の検討が行われるものも含め、可能な限り対応できる施策を盛り込むこととする。

6 計画策定の流れ（令和8～9年度）

- (1) 現行計画の全体評価と施策の見直し調査
 - ア ごみ処理の現状把握と課題調査
 - イ 現行計画の点検と評価
 - ウ 減量、資源化施策の検討
 - エ ごみ発生量、処理量及びごみ質の将来予測
 - オ 安定的な処理体制を維持するための処理処分施設のあり方の検討
 - カ 効率的かつ安全な収集運搬体制の検討
 - キ 食品ロス削減推進計画の改定に向けた検討
- (2) 次期計画の基本理念、各種施策等の検討
- (3) 次期計画の策定
 - ア 計画素案の作成
 - イ 計画案の作成
 - ウ パブリックコメントの実施
 - エ 計画最終案の作成